

令和3年度 第1回 上里町都市計画審議会 会議録

1 会議の日時及び場所

- (1) 日時：令和3年7月7日（水） 午前10時00分から
 (2) 場所：上里町役場4階 大会議室

2 出席した委員の氏名

条例第3条第1項 第1号委員	条例第3条第1項 第2号委員	条例第3条第2項 第1号委員	条例第3条第2項 第2号委員
伊藤 裕	猪岡 壽	飯塚 雅彦	下山 彰夫
坂本 茂	黛 浩之	伊藤 佳子	鈴木 光雄
木村 芳雄	新井 實		
並木 孝之	高橋 仁		
	高橋 正行		
	納谷 克俊		
	沓澤 幸子		

3 欠席した委員の氏名

条例第3条第1項 第1号委員	条例第3条第1項 第2号委員	条例第3条第2項 第1号委員	条例第3条第2項 第2号委員
—	—	—	—

4 議題等及び公開又は非公開の別

(1) 議題

—	—
---	---

(2) 報告事項

上里町立地適正化計画の進捗状況について	公開
---------------------	----

5 傍聴者数

なし

6 賛否の数

※議案なし

7 事務局

4名

職名	氏名
課長	相馬 伸太郎
課長補佐	飯島 博
係長	伊藤 俊輔
主任	松本 敦志

8 問合せ先

上里町 まち整備課 都市整備係

〒369-0392 埼玉県児玉郡上里町大字七本木 5518 番地

電話：0495-35-1227

[午前 10 時 00 分 開会]

会議事項	顛末
1 開 会	
○事務局	定刻となりましたので、ただいまより令和3年度第1回上里町都市計画審議会を開会いたします。
2 あいさつ	
○事務局	初めに、並木会長よりご挨拶を申し上げます。
○会長	※並木会長、あいさつ
○事務局	ありがとうございました。続きまして、山下町長からご挨拶をいただきたいと思います。
○町長	※山下町長、あいさつ
3 委嘱状の交付	
○事務局	ありがとうございました。 本日の日程でございますが、初めに、新たに委員になられた方々に都市計画審議会委員の委嘱状の交付を行い、その後、審議会に入らせていただきます。 このたび、新たに委員になられた下山彰夫委員と、伊藤佳子委員のお二人を代表して、下山彰夫委員に委嘱状を交付させていただきます。それでは、山下町長よろしく申し上げます。 下山委員は、前へお進みください。 ※山下町長から委嘱状を交付
○事務局	ありがとうございました。 伊藤委員には、委嘱状をお入れした封筒を机の上に置かせていただいておりますので、ご確認ほどよろしくお願いいたします。 なお、山下町長におかれましては、公務のため、ここで退席をさせていただきます。 ※山下町長、退席
○事務局	これより先の進行については、上里町都市計画審議会条例第6条第1項の規定により、並木会長にお願いします。

<p>4 委員の出席状況報告</p> <p>○議長</p> <p>○事務局</p> <p>○議長</p>	<p>なお、本日は、立地適正化計画業務委託先の国際航業株式会社の担当者が審議会に同席していますのでご了承願います。</p> <p>それでは、上里町都市計画審議会条例の規定により、議長を務めさせていただきます。審議に当たっては、慎重かつスムーズに進められるようご協力をお願いいたします。</p> <p>次第に従いまして進めて参ります。</p> <p>初めに、次第4、「委員の出席状況」の報告をお願いします。</p> <p>本日は、15名の委員中15名の出席となります。</p> <p>したがいまして、上里町都市計画審議会条例第6条第2項の規定による「委員の2分の1以上の定足数」に達しておりますので、本日の会議は成立しますことをご報告いたします。</p> <p>事務局からご報告いただいたとおり本日の会議は成立です。</p>
<p>5 会議録署名委員の指名</p> <p>○議長</p>	<p>続きまして、次第5、「会議録の署名委員の指名」に移ります。上里町都市計画審議会運営に関する規則第5条第2項の規定により、私から指名をさせていただきます。</p> <p>本日の会議の会議録署名委員は、黛浩之委員と下山彰夫委員のお二人をお願いしたいと思います。</p> <p>会議録署名人のお二人には、後日、事務局が会議録を持参しますので、確認の上、ご署名をお願いいたします。</p>
<p>6 傍聴者等の入室</p> <p>○議長</p> <p>○議長</p>	<p>続きまして、次第6、「傍聴者の入室」に移ります。</p> <p>本日の審議会の案件は、お手元の案件一覧にございますように、報告事項1件となります。</p> <p>本日は、「上里町都市計画審議会の会議の公開に関する要綱」第2条に規定されている「上里町情報公開条例第7条」の非公開事項に該当していないため、本日の会議は「公開」するものとし、傍聴希望者の入室を認めます。</p>

○事務局	本日の傍聴希望者はいません。
7 報告事項	【報告事項】 (1) 上里町立地適正化計画の進捗状況について
○議長	続きまして、次第7、「報告事項」に移ります。 事務局より報告をお願いします。
○事務局	それでは、「上里町立地適正化計画の進捗状況について」、ご報告をさせていただきます。
	※説明 以上で説明を終わります。
○議長	ただいまの報告事項について、質問のある方は順次発言をお願いします。
○新井委員	家屋倒壊等氾濫想定区域が図書館の方から御陣場川に沿って赤く棒線で図示されていますが、高崎線北側のトライアル跡地付近の河岸浸食の幅はどのくらいでしょうか。
○事務局	県の資料によると、御陣場川の河岸浸食の範囲は、場所によって多少前後はありますが、20 から 30m となっています。
○新井委員	家屋倒壊等氾濫想定区域である三丁目公会堂付近は、住宅が建てられなくなってしまうのでしょうか。
○事務局	家屋倒壊等氾濫想定区域は、居住誘導区域に指定しないということであって、住宅を建てることは可能です。
○新井委員	御陣場川の危険箇所は、水位計等で常時監視する体制が整っているのか。整っていないければ、町として早急に仕組みづくりをお願いしたい。
○事務局	現在、御陣場川には堤のグラウンド付近に監視カメラが1台設置されています。防災指針の具体的な取組の中で、河川等の

<p>○議長</p>	<p>監視システムの設置を検討していきます。</p> <p>河川管理者である県とも調整が必要ですが、町としても、防災担当と協力しながら、監視カメラの設置や、早期避難できるシステムを検討していきたいと考えています。</p> <p>他に意見はありますか。</p>
<p>○納谷委員</p>	<p>3点あります。1点目は、素案 P85「目標指標 3」の「居住誘導区域における人口密度等」で、2039 年度の全町人口に対する居住誘導区域内の人口割合 40%の根拠は何かということです。P87「期待される効果」で、「居住誘導区域における新築件数の割合」の目標値が 10%ほどプラスになり、人口が減っていく状況になれば、計画を作る、作らないに関わらず、その数字になってくると思うので、なぜ 40%なのか、そこを教えてください。</p> <p>2点目は、P87「居住誘導区域内の消防活動困難区域の範囲」で、2041 年度の目標値が「基準値以下」となっているが、これから消防活動困難区域が増えるとは思えないので、現状より減らしていくのが当たり前の考えであり、20 年後に現状と同じか、それ以下という目標値の設定はあり得ない気がします。</p> <p>3点目は、高崎線以南の西原町の部分を居住誘導区域から除外する場合、事務局の説明では「家屋倒壊等氾濫想定区域だから外す」ということであったが、実際には、狭あい道路のところに家が密集している消防活動困難区域だからではないかと感じています。ここは、駅から 800m圏内であり、用途地域内でもありますから、それを考えると町が都市計画を放棄した、この地域を放棄したと感じ取れなくもない。もう少し丁寧に検討し、説明いただいた方がよろしいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>○事務局</p>	<p>まず、1点目にありました、P85「目標指標 3」の「居住誘導区域における人口密度等」の人口割合の数値についてですが、立地適正化計画は、居住誘導区域に強制的に人口を移動させる計画ではなく、緩やかに居住を誘導し、居住誘導区域内の人口密度を維持する計画となっています。20 年後、町の人口が約 26,000 人になるという想定で、このまま町が何もしなかった場合、推計では居住誘導区域内の人口割合は 34.9%となります。40%の根拠と言われると難しいところもありますが、上里町は</p>

全域が都市計画区域であり、用途地域が12.8%とコンパクトに指定されています。用途地域外に住んでいる方も大勢いることから、人口割合は40%に設定させていただきました。

その場合の人口密度の目標値を38%に設定していますが、居住誘導区域の人口密度を維持していくための施策が重要であると考えています。

続いて、2点目のP87「期待される効果」の「居住誘導区域内の消防活動困難区域の範囲」については、3点目の居住誘導区域の見直しとも関連してくるのですが、居住誘導区域の一部を見直した場合、効果指標に設定した「消防活動困難区域の範囲」の見直しも検討する必要があると考えています。

消防活動困難区域は、6m以上の道路から消防活動が可能な140mの範囲に入っていない区域のことであり、消防活動困難区域を解消するためには、6m以上の道路、例えば、都市計画道路を整備する必要があります。居住誘導区域内の消防活動困難区域を全て解消することは現実的には難しいですが、道路の整備、狭あい道路改善の取組など、本計画に掲げた施策を推進することで期待される効果として、消防活動困難区域の縮小を設定させていただきました。

また、居住誘導区域の一部見直しについては、当初、居住誘導区域を設定する庁内会議でも、この区域を居住誘導区域に含むか否かで意見が分かれ、協議が難航したところでもあります。最終的には、駅にも近く利便性が高いため、居住誘導区域に含むことになりました。また、区域南側にある都市計画道路が整備されると、区域内の消防活動困難区域や狭あい道路が一部解消されることも区域に含んだ理由として大きかったと考えられます。しかし、その時点では家屋倒壊等氾濫想定区域の情報は、町にきていませんでしたので、家屋倒壊等氾濫想定区域が含まれることは想定していませんでした。

さらに、「案2」の地形地物で除外範囲を決める場合、その区域は川沿いに道路や水路といった地形地物がなく、個人の土地の筆界で区域界を設定しなくてはならない場所も出てきてしまいます。実際に道路等で除外範囲を設定しようとする、区域の3分の1ほど除外することになります。

このようなこともこともあり、今回、居住誘導区域から除外範囲を検討する際に、居住誘導区域の一部見直しも案として挙げさせていただいております。

○議長	ありがとうございました。納谷委員さんいかがでしょうか。
○納谷委員	<p>2点目の消防活動困難区域の説明で、「都市計画道路の整備によって解消できる」とありましたが、この中で都市計画道路の整備が出てくるところは役場の西側のところだけで、他とは関係ないですね。「都市計画道路の整備」という説明は違うと思うので、確認いただきたい。さすがに「基準値以下」という目標は、見直した方が良くと思います。</p> <p>3点目の居住誘導区域の見直しについて、今説明された内容を見直し案に記載したら良いと思う。「地形地物」の関係と言われれば、切れるところがないから確かに分かりますよね。</p> <p>実際に消防活動困難区域は、4mにも満たない道路が多く、建物が密集している状況であるため、居住誘導区域には含めないという説明の方が、この地域に現にお住まいの方にも理解してもらえるのかなと思いますが、いかがでしょうか。</p>
○事務局	<p>まず、「都市計画道路の整備」についてですが、役場北側の三田久保原線を上里サービスエリア周辺まで延伸することを構想道路として都市計画マスタープランに記載しています。そちらの道路整備の説明でしたので、訂正します。</p> <p>P87「居住誘導区域内の消防活動困難区域の範囲」の目標値の「基準値以下」については、事務局の方で一旦承って検討させていただきます。</p> <p>3点目の居住誘導区域の除外範囲に関する説明ですが、ご意見を踏まえ検討させていただきます。</p>
○議長	よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。
○下山委員	<p>資料P6の「居住誘導区域の見直しについて」で、「居住誘導区域内に2.0mを超える水深がないことを確認しました」と記載されているが、いつの時点での確認なのか。</p> <p>また、台風19号の時、下久保ダムが緊急放水をしていたら、この浸水地域は違ったものになったという感じがする。その辺のところを、居住誘導区域の見直しの中には入れていくべきでないかと思っているがどうでしょうか。</p>
○事務局	まず、浸水想定区域のデータは、河川ごとに河川管理者である国や県が管理しています。現時点で公表されている最新のデ

	<p>ータを入手し、その内容で浸水想定区域の浸水の深さを確認している状況です。</p> <p>また、確率としては、想定最大規模を想定しており、昔は「1000年に1回」と表記されていましたが、「年超過確率1/1000規模の洪水」となっています。近年では、1000年に1回と言われるような少し前では想定されていなかった大雨が毎年のように降り、全国各地で水害が起こっている状況です。</p> <p>先ほど下久保ダムが緊急放水した場合というお話がありましたが、浸水想定区域はダムの放流までは考慮していないと考えられますので、町の避難行動の考え方は、浸水の深さが2m未満だから2階建ての人は2階に避難する「垂直避難」ということではなく、その建物からより安全な場所に避難する「立退き避難」を推進しています。</p> <p>まちづくり分野においても、浸水想定区域のデータだけを信じるのではなくて、様々な要因によりそれ以上のことがいつ起きるかを念頭に置きながら、防災担当と協力しながら防災まちづくりを進めていきたいと考えております。</p>
○事務局	<p>説明の補足をさせていただきます。浸水想定区域の考え方につきましては、堤防が決壊した場合の浸水想定区域となりますので、被害としては堤防が決壊した場合が想定される最大の被害となります。ダムの放流があった場合は決壊する場合がありますので、ダムを放流して決壊が起きた場合にこのくらいの被害があるということで想定している最大規模ということでご理解いただければと思います。</p>
○議長	<p>他にはいかがでしょうか。</p>
○坂本委員	<p>台風19号の際は、かなり水位が上がったと思いますが、利根川、烏川、神流川が合流したところで、町がどれくらい危険だったのかについて、実際に現場で対応していた方のその時の感覚というか、危険度を参考までにお聞きしたい。</p>
○事務局	<p>令和元年の台風19号では、まち整備課の職員も台風対応に当たっていました。しかし、一番ひどかった時に堤防の状況を確認した人の話を聞いていないので、その時の状況をお話することはできませんが、町としては初めて「避難勧告」まで出した状況ということもありますので、相当の災害だったと認識</p>

<p>○坂本委員</p>	<p>しています。幸いにも、堤防が決壊することはなかったため、確認できる被害としてはそこまでなかった状況です。</p> <p>今後は、あの規模の台風が毎年起こることを想定した中で、今回の「防災指針」に基づいてまちづくりを進めていく必要があると考えています。</p> <p>駅を中心として誘導区域が指定されていますが、計画を考えていく上でインフラ整備も平行してやっていただくのかなと思っています。それがないと、いくらここが良いですよと言っても、道のないところでは施設も建ちませんので、駅北の駅前道路は狭いですし、多少の整備は必要だと思う。</p> <p>それに関連して、駅北の地権者の会議が一年前くらいに発足したと思いますが、その会議の進捗状況、見通し等がありましたら教えていただけたらと思います。</p>
<p>○事務局</p>	<p>町では、駅北まちづくりということで、昨年度から本格的に計画を検討しているところです。</p> <p>現在の進捗状況は、道路や駅前広場の整備や、全体的なまちづくりについて、町の整備方針を地元の有志、発起人の方と一緒に検討を行い、整備方針案としてまとめ、3月に町民アンケートを実施しました。現在は、アンケートの集計が終了し、その中でいただいたご意見を踏まえ、さらに詳細な検討を行っているところです。</p>
<p>○議長</p>	<p>他にご意見はありますか。</p>
<p>○猪岡委員</p>	<p>お聞きしたいことが2点ありまして、まず1点目は、家屋倒壊等氾濫想定区域の中の御陣場川の件です。御陣場川と高崎線の交差する付近に神保原一丁目と東町で管理している「御陣場川自然公園」がありますが、そこにある飛び石の橋に草やビニール、毛布などのゴミが詰まって大変です。水を含んでいると重くて人では除去できないため、県の土木事務所の方に頼んで、レッカー車などで移動してもらっています。そこにゴミが詰まると川が氾濫する原因になりますので、氾濫する前から管理をきちんとしていただければそういう危険なところも防げると思います。その辺は県土木事務所をお願いしたいです。</p> <p>2点目は、P86「目標指標4」の「居住誘導区域における防災対策」の公園の件についてお聞きします。基準値の2施設は、</p>

	<p>「あおぞらパーク」と「どんぐりの丘公園」であり、どちらも駅の南側となっています。目標値として、あと3つ施設を造りたいということです。駅の北側にも是非設置していただきたいと思うのですが、その件につきましてお伺いします。</p>
○議長	<p>1点目は要望ということでよろしいですかね。</p>
○猪岡委員	<p>はい。</p>
○議長	<p>では2点目について、事務局からお願いします。</p>
○事務局	<p>1点目はご要望ということで、承っておきます。</p> <p>2点目のご質問の公園整備ということで、現在、防災機能を有する公園としては、駅南にある2つの公園となります。町としましては、駅北のまちづくりを検討する中で、3月に実施した町民アンケートの中でも、やはり公園の整備を望んでいる声も多くあります。こういったご意見を踏まえまして、駅の北側に公園の整備を検討していきたいと考えておりますので、貴重なご意見ということで承らせていただきます。</p>
○議長	<p>他にはいかかでしょうか。</p>
○下山委員	<p>P81「具体的な取組、スケジュール、目標値」のハード面に関しては、行政がやらざるを得ないところかと思いますが、「意識啓発」のところが必要になってくると思います。言われてから避難するのではなく、意識的に自分で感じて避難するには、日常的にその河川の状況を意識する必要があります。意識啓発の中に目から得る日常的な視覚化を取り込んでいくため、先ほど話があった水位計の設置は有効であると思います。</p> <p>また、御陣場川の上流にある遊水池に水が入り出したら、下流はどのように水位が上がるかという想定がされれば、さらに早く移動ができると思います。</p> <p>意識啓発を重要視していかないと、町がハザードマップを配布したり、ハードを整えたとしても、住民を守ることはできないのではないかなと思う。やはり住民自身がどう感じて自分を守るのか、そのために日常的な視覚化について、行政としての役割があると感じました。それは町だけではなくて、県が管理しているのであれば県がどう視覚化していくか、国であればど</p>

	<p>う国に要望していくのかという話だと思う。日常的に視覚化を考えておく必要あるのではないかという要望です。</p>
○議長	<p>要望としてということによろしいでしょうか。</p>
○下山委員	<p>はい。</p>
○議長	<p>事務局からありますか。</p>
○事務局	<p>特に日常的な視覚化の重要性ということで、貴重なご意見いただき、ありがとうございます。御陣場川については、堤調節池のところにライブカメラが設置されており、県の水防情報システムで確認できます。そのような視覚的に今の状況が分かる取組を県とも協力しながら検討させていただきます。</p>
○議長	<p>他にはいかがでしょうか。</p>
○新井委員	<p>神保原地区は、4 m未満の狭あい道路が非常に多く、例えば、家を建てる際にセットバックしたものは、その時点で地権者から町に名義替えをして、町の道路にした方が良い。セットバックが必要な場所は色々問題もあり、セットバック部分は町に寄付してもらおうようにしてもらわないと困る。これは都市計画をやる上でも大事なことです。</p>
○事務局	<p>現在、セットバック部分については、地権者から寄付の申出があった場合、町は寄付を受けています。寄付にあたり必要となる分筆などの費用は、地権者に負担をお願いしている部分もあり、そういったところがネックとなって町に寄付が進まないという現状もあろうかと思えます。</p> <p>他の自治体を見ると寄付に当たっての分筆費用の一部補助を行っているところもありますので、そういったところも立地適正化計画を進めていく上での道路整備に係る施策として、今後、検討していきたいと思っています。</p>
○議長	<p>ありがとうございます。まちづくりは本当に細かいところや大きな話など色々あるので、色々聞かせていただいて良いと思います。</p> <p>他にはいかがでしょうか。もしないようでしたら、そろそろ</p>

<p>8 その他 ○事務局</p> <p>9 閉会 ○事務局</p> <p>○新井会長職務 代理人</p>	<p>締めさせていただきたいと思います。</p> <p>これからパブリックコメントや住民説明会もあるということですので、私からひとつ。今回の熱海の話でもですね、盛土をした時には住民の人たちからあそこは昔から水路だったという話が出たそうです。地元の方は災害では経験則で知っているものです。</p> <p>これからパブリックコメント、住民説明会の場で意見が出ましたら参考にしていただいて、計画に取り入れていくことも大事である思っていますので、よろしくをお願いします。</p> <p>質疑がないようですので、本件については終了します。また、次回9月頃、最終報告がありますので、皆さんにも是非とも検討していただいて、その際にもご意見いただければと思います。本日の日程はこれで全て終了しましたので、議長の役を降りさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p> <p>並木会長、ありがとうございました。</p> <p>事務局から事務連絡をさせていただきます。次回の審議会ですが、先ほどの「立地適正化計画策定スケジュール」にありましたとおり、令和3年9月下旬を予定しています。</p> <p>会議の日程等の詳細が決まりましたら、事務局から通知いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、ご多忙のところ、長時間にわたりご審議を賜りまして誠にありがとうございました。</p> <p>最後に、閉会を新井会長職務代理人にお願いいたします。</p> <p>※新井会長職務代理人から閉会</p>
---	--

【午後 12 時 10 分閉会】